

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

<p>路線名</p>	<p>上尾蓮田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>上尾市大字原市字八番耕地一四二二番五六地先から同市大字平塚字八ツ山八四八番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十一月二十一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和三年十月一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号及び令和五年二月十四日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一四一・二〇メートル</p>